

## 沖縄県教育振興基本計画（後期計画）検討委員会設置要綱

平成28年6月21日 教育長決裁

(設置)

第1条 沖縄県教育振興基本計画（後期計画）の策定に当たり、本県教育の振興のための施策等について、県民各界から意見を聴くため、沖縄県教育振興基本計画（後期計画）検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、**委員12人以内**で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから県教育長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 経済界関係者
- (3) PTA関係者
- (4) 行政関係者
- (5) 社会教育関係者
- (6) 学校長関係者
- (7) 職員団体関係者

3 委員の任期は委嘱の日から平成29年3月31日までとし、必要に応じて延長する。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によるものとする。

3 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代行する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が召集し、委員長がその議長となる。

(参考意見の聴取)

第5条 委員会は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴取することができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育庁総務課で処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年6月21日から施行する。